

埼玉県防犯サポーター実施要綱

(目的)

第1条 この要領は、ランニングやウォーキング等をしながら防犯パトロールを行い、地域の犯罪の抑止及び防犯意識の向上を図るため、埼玉県防犯サポーター（以下「防犯サポーター」という。）活動の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(活動内容)

第2条 防犯サポーターの活動は、ランニングやウォーキングの機会に合わせて、地域の防犯活動を実施することとする。

(申込要件)

第3条 防犯サポーターの申込要件は、次に掲げる事項とする。

- (1) 18歳以上の者。
- (2) 県内に居住する者。
- (3) 原則週1回以上、ランニングやウォーキング等をしながら地域の見守り活動を中心とした防犯パトロールができること。
- (4) インターネットを利用して申込・活動報告ができること。
- (5) 次の各号のいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、まとめて「反社会的勢力」という）に属すると認められること。
 - イ 反社会的勢力を利用していると認められること。
 - ウ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。
 - エ 反社会的勢力として社会的に避難されるべき関係を有していること。
 - オ 自らまたは第三者を利用して、財団または財団の関係者に対し、詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いること。

(申込申請及び登録)

第4条 防犯サポーターに参加を希望する者は、埼玉県電子申請・届出サービスにより申請を行うものとする。

- 2 知事は、申込者に対し、防犯サポーターに登録することが決定した場合の通知は、サポーター証の送付をもって代えるものとする。

- 3 登録期間は第7条に定める登録を解除する場合を除き無期限とする。
- 4 知事は、前項の規定により登録を決定した者について、防犯サポーター登録者台帳を作成し、保管するものとする。

(サポーター証の交付)

第5条 前条の登録をした場合は、防犯サポーターにサポーター証を交付する。

- 2 サポーター証は、電子メールで送付し、交付するものとする。

(サポーター証の管理)

第6条 防犯サポーターは、交付されたサポーター証を譲渡し、貸与し、又は担保に供してはならない。

- 2 防犯サポーターの活動を実施するに当たっては、サポーター証を印刷またはスマートフォン等で提示できる状態で携帯するものとする。

(登録解除)

第7条 知事は、防犯サポーターに登録をした者が次のいずれかに該当した場合は、登録を解除することができる。この場合において、登録解除は、本人に電子メールで通知することとする。

- (1) 本人から登録解除の願い出があったとき。
- (2) 第3条第2号から第5号に掲げるいずれかの要件に該当しなくなったとき。
- (3) 防犯サポーターとしてふさわしくない非行のあったとき。
- (4) 防犯サポーター活動を行うにあたり、適さない事由があると認めたとき。

(留意事項)

第8条 防犯サポーターは、活動に際し、次の掲げる各号について留意すること。

- (1) 活動に際しては、団体障害保険等に参加していないことから、各種事故防止に留意するとともに、不審者等を認めた場合は追尾等することなく、110番通報等による対応を徹底し、自身の安全確保を最優先させること。
- (2) 活動に際しては交通法規やマナーを順守し、他の交通の妨げにならないよう配慮すること。
- (3) 体調不良の場合は、本件活動を中止すること。

- (4) 埼玉県は、防犯サポーターが防犯活動従事中に生じた事故、怪我、疾病、障害等について、何等の責任を負わない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、防犯サポーターの運用に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は平成30年6月6日から施行する。

この要綱は令和元年7月19日から施行する。

この要綱は令和7年10月30日から施行する。